

11 月祭における飲酒の現状

11 月祭事務局

この資料は、第 58 回 11 月祭から昨年度の第 61 回 11 月祭までの 11 月祭における飲酒の状況をまとめたものである。なお、以下の資料は 11 月祭事務局が把握しているものである。特に泥酔者の発生件数は、危険な状態にあり 11 月祭本部スタッフが対応したものに限るため、実際にはより多くの泥酔者が発生している可能性が極めて高い。

泥酔者の所属

	58	59	60	61	合計
京大生	16	21	10	0	47
他大生	1	7	4	1	13
その他・不明	4	2	0	1	7

泥酔者の年齢層

	58	59	60	61	合計
未成年	5	2	2	1	10
成年	11	13	0	0	24
不明	5	15	12	1	33

※最年少は 16 歳。また、年齢不明者の中に未成年の疑いがあるものを含んでいる。

泥酔者の発生時間帯

	58	59	60	61	合計
～16 時	0	0	0	0	0
16 時台	1	2	0	0	3
17 時台	2	5	0	0	7
18 時台	0	5	3	2	10
19 時台	4	6	4	0	14
20 時台	3	7	3	0	13
21 時台	3	5	2	0	10
22 時台	2	0	2	0	4
23 時台	2	0	0	0	2
24 時台	1	0	0	0	1
不明	3	0	0	0	3
合計	21	30	14	2	67

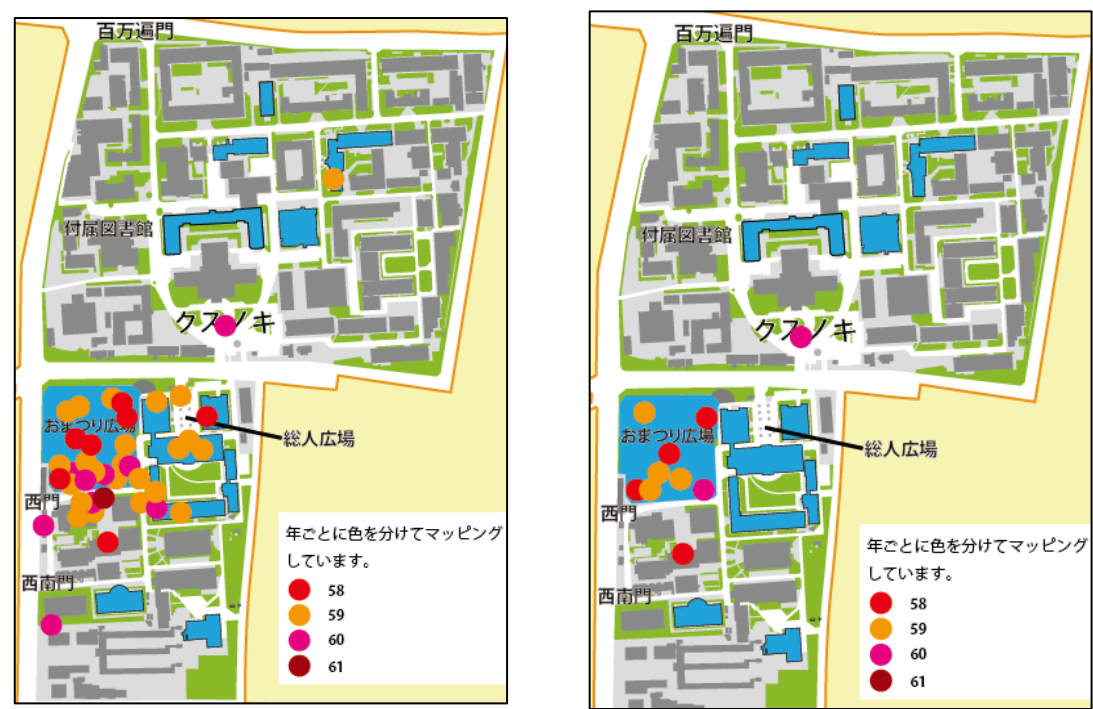
※第 60 回 11 月祭においては 18 時以降の禁酒を行ったが泥酔者の発生は全て 18 時以降である。

救急搬送者の発生件数

	58	59	60	61	合計
あり	6	6	4	0	16
なし	14	24	10	2	50
不明	1	0	0	0	1

※飲酒を原因とするもののみ

泥酔者・救急搬送者の発生場所



※左が泥酔者発生場所、右が救急搬送者発生場所。発見場所不明の者は含まない。

飲酒問題に関する 11 月祭事務局内の議論（要約）

1. 飲酒規制の目的

- ・泥酔者の発生を防ぐ

単純に 11 月祭の治安が悪化するだけでなく、泥酔者による暴力行為・器物損壊・盗難・痴漢行為等の問題及び犯罪行為が多数発生している。また、救急搬送が病院や警察への営業妨害になっているという事実もある。

- ・未成年飲酒を防ぐ

未成年飲酒も歴とした犯罪行為であり、（正確には未成年に酒類を提供することが犯罪にあたるが）11 月祭が京都大学の名を背負って全学的に開催されている以上、その社会的責任は大きい。

2. 具体的な方策案

第 61 回 11 月祭において、全面禁酒が上記の目的を達成するのに十分効果的な方策であったことを踏まえ、主にその他の方策について議論した。

（ア）時間による規制

- ・販売時間の制限
- ・飲酒可能な時間の制限

どうしても規制時間前までに泥酔者が発生してしまい、実際第 59 回以前は 16 時台にはすでに泥酔者が発生していたことから、いずれも実効性は低いと考えられる。第 60 回の状況を鑑みるに、飲酒可能状態から全面禁酒状態への移行は困難であり、短時間について飲酒を許容することによって危険な飲酒を招くリスクは大きい。また、危険な時間帯を子供連れや中高生、高齢者の多い昼の時間帯にスライドさせるだけになる危険性が高い。

（イ）場所による規制

- ・飲酒可能な区域の設定

飲酒の状況が管理できる場所とそれを管理する人的リソースの確保が必要になる。また、泥酔者が規制区域外に出てしまえば問題は依然解決されないため、実効性は低い。

- ・泥酔者の追い出し

泥酔者の発生に伴う種々の問題を 11 月祭外部に押し付けているだけであり、逆に問題を悪化させてしまう。また、社会的には 11 月祭が原因で泥酔者が発生

したと見られることに変わりはない。

(ウ) 人による規制

- ・アルコールパス制度の導入

理論上はこれで未成年飲酒を根絶できるが、この制度を実施した場合、多くの人が飲酒している状況下でアルコールパスをつけていない人を探し出すことが必要になるため、巡回の難易度が格段に上昇し、実現可能性は低い。そもそも実社会で未成年飲酒が比較的容易であることを踏まえると実行性に欠ける。また、冬場の服装ではアルコールパスをつけているか判別しづらい、アルコールパスを配布するために人的リソースを割く必要があるなどのデメリットもある。

(エ) 酒類の規制

- ・度数による制限

- ・容器の制限

アルコールへの耐性は個人差が大きいため、明確な線引きが難しく、泥酔具合は単位時間あたりのアルコール摂取量(血中アルコール濃度)に依存する部分が大きいため実効性は低い。また、一般に缶に入れて売られているものはアルコール度数があまり高くなく、容器を制限することによって度数の高い酒類を制限することができるが、先述の理由に加え内容物を偽装できてしまうことから実効性は低い。

- ・販売・提供の禁止

- ・持ち込みの禁止

酒類の存在を認める限り、11 月祭会場内の酒類の絶対量を減らすことは困難であるため、両方の方策を同時に取らない限り十分な方策とは言えない。

- ・特定の団体による酒類の専売

酒類を提供できる団体を制限することによって、度数・容器・持ち込みに制限をかけることを期待するものであるが、先述の理由により実効性は低い。また、一般企画に専売を認める場合には企画間平等の問題が、11 月祭本部が専売する場合には人的リソースの問題が発生してしまう。

(オ) その他

- ・飲食の禁止

目的を十分達成しうるが、伴うデメリットが多く、明らかに必要性に欠ける。

3. 目的から考える方策

(ア) 泥酔者の発生を防ぐ

全面禁酒は泥酔者の発生を防ぐために十分な方策ではあるが、必要と言い切れるかは難しい。但し、他の方策が上記のものに限られるのであれば必要十分な方策であると考えられる。

(イ) 未成年飲酒を防ぐ

11 月祭会場内に酒類が存在する限り、未成年飲酒を根絶することは不可能であり、その点では全面禁酒は必要十分な方策であると言える。

4. その他

・新型コロナウイルス感染拡大防止に関連する事項

新型コロナウイルス感染拡大防止策として 11 月祭本部による巡回を強化するため、例年以上に人的リソースを割く必要のある方策をとることはほぼ不可能である。また、泥酔者の発生によってソーシャルディスタンスが乱れたり、加えて例年発生している泥酔者による嘔吐は衛生上問題となる可能性があるため、確実に泥酔者を減らす方策をとる必要がある。